



第39号

令和2年11月発行

内容

- | | |
|------|--|
| 4~5P | 講座・講演などの事業報告
標語コンクール入賞者 |
| 6~7P | DVと児童虐待について知りましょう
性別で役割を決めつけていませんか？ |
| 8P | 男女共同参画センターのご案内
各種相談窓口のご案内 |

特集

2~3P

地震でトイレが 使えない!?

~自宅で備えるトイレ対策~



* 編集・発行 *

**船橋市市民生活部
市民協働課**

住 所：〒273-8501
船橋市湊町2-10-25
電 話：047 (436) 2107
F A X：047 (436) 2299
Eメール：danjo@city.funabashi.lg.jp

特集
地震でトイレが使えない!?
 ～自宅で備えるトイレ対策～

大きな地震が発生すると、自宅の水洗トイレが使えなくなる可能性があります。自宅避難をする場合の備えとして、事前に簡易トイレ等の用意をする必要があります。

地震が起きたらトイレは使えない?

災害時には指定避難所に避難する方も多いかと思いますが、コロナ禍では密閉空間に大人数が集まると、密閉・密集・密接の「3密」状態になることが予想され、感染拡大の恐れがあります。そのため、自宅が安全であれば、プライバシーの確保の観点からも自宅避難を行うことが推奨されます。

地震後、トイレの水は流さない

家庭の敷地内にある排水管、自宅から接続されている

公共の下水管が破損していることが考えられるため、災害時はトイレの水は流さない方がよいとされています。

特に、集合住宅では排水管が破損していた場合、トイレの水を流すと下層階で汚水が逆流し、あふれ出すことがあります。

トイレを使用する際は、トイレや排水管に異常がないかを確認し、敷地や建物内の排水管の安全の確認を行ってください。

また、下水管が使用可能か、市からの情報をホームページ等で確認してください。(関連動画「災害時のトイレ、どうする?」)

トイレが使えないときはどうする?

自宅で行えるトイレ対策として、携帯トイレがあります。「流す水が出ない」「トイレの水が流せない」「いずれの場合も、自宅のトイレ空間が安全で、便器が使用可能であれば、携帯トイレが便利です。自宅の便器にポリ袋をかぶせて、携帯トイレをセットすれば災害用トイレとして使用することが出来ます。その際、排水管からの臭いを防ぐため、トイレにたまっている水は抜かないでください。

合も、自宅のトイレ空間が安全で、便器が使用可能であれば、携帯トイレが便利です。自宅の便器にポリ袋をかぶせて、携帯トイレをセットすれば災害用トイレとして使用することが出来ます。その際、排水管からの臭いを防ぐため、トイレにたまっている水は抜かないでください。

(図1)

携帯トイレは最低3日、目安として7日分備えることが推奨されています。携帯トイレは1人あたり1日5回行くことを想定して、4人家族の場合、7日分で140枚が必要になります。(図2)



【関連動画】

「災害時のトイレ、どうする?」 出典：国土交通省ホームページ

URL:https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000411.html



↑
 スマホ等で2次元コードを読み取ると、国土交通省ホームページにジャンプします。

図1

自宅の便器を災害用トイレとして使用できます

①便座を上げて、ポリ袋を1枚便器にセット



②袋をもう1枚セット(排泄物用)



③便座を下げて汚物袋を固定



④凝固剤を入れる



用を足す

※詳しい使用方法は、購入した携帯トイレの説明書をご確認ください

図2

準備できていますか?

持出品・備蓄品チェックリスト

コロナ禍では次のものも準備を!

- マスク
- アルコール消毒液や
除菌用ウエットティッシュ
- 体温計
- タオルや手ぬぐい
- 衛生用手袋
- スリッパ
- ハンドソープ

非常持出品の例

(災害発生時に最初に持出すもの)

- 非常食 (缶詰など)
- 飲料水
- ラジオ・懐中電灯
- ヘルメット
- 救急医療品、持病の薬、
健康保険証の写し、お薬手帳
- 貴重品

非常備蓄品の例

(復旧するまでの数日間を支えるもの。7日以上準備)

- 食料 (レトルト食品など)
- 飲料水
(1人1日3リットル目安)
- 高齢者・乳幼児用食品
- 携帯用トイレ
- モバイルバッテリー
- カセットコンロと燃料

携帯トイレは何枚必要?

計算してみましょう

トイレ回数は1人1日約5回で想定し、家族7日以上備蓄しましょう。

1人1日 約5回 × 家族の人数分 × 7日以上 = 4人家族の場合 約140枚

節約した場合の備蓄量例 ※吸収量との兼ね合いがあります。
 大便…1人1日1回、1回ごとに携帯トイレを交換
 小便…1人1日4回、3回ごとに携帯トイレを交換

家族4人で
 大使用 1枚×4人 ×7日=28枚 + 小使用 4枚×4人×7日 ÷3=37枚 = 65枚



また、トイレは安全で行きやすい場所に設置されていることに加え、性暴力を未然に防止するという観点から、2人1組で夜間の見回りを行ったり、女性や子どもは1人でトイレに行かないなど、男女共同参画の視点からの防災の取り組みを進めることが重要です。

避難所のトイレは
どうなっている?

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になります。トイレが不衛生であるなどの理由で水分や食品摂取を控えると、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群等の発症リスクが上がります。避難者全員によるローテーション制で毎日最低3回以上掃除し、清潔な環境を維持することで、ノロウイルス感染症等、二次被害を抑制することができます。

講演・講座などの事業報告

～実施した事業の一部を紹介します！～

令和元年度 船橋市男女共同参画講演会

「くらたま流 愛のカタチ

～大切な人との関係の見直し～」

漫画家 倉田真由美さん



令和元年12月1日(日)市民文化創造館(きららホール)にて、漫画家の倉田真由美さんを講師に招き、男女共同参画をテーマに講演会「くらたま流 愛のカタチ～大切な人との関係の見直し～」を開催しました。

連載漫画を描きはじめて頃のご自身のことや取材した人を振り返って、「心の余裕がないストレスフルな生活で、愛を語ることが難しくなる」と感じた倉田さんから、「ストレスを軽減するためにいかに生きるか」というお話を伺いました。

ストレスを少なく生きて、心を穏やかにして、自分にとって大事なことを、大切なことを落ち着いて考えるように、自分を整えていくことができたらいななどの思いから、ぜひやっていただきたいことがあります。

一つ目は少しだけワガママに生きることに。我が道を生きている人、少しだけワガママに生きている人は、年より若くみえることがあります。例えば、お菓子が余ったときに「美味しかったから余ったお菓子一ついただいてもいいですか」といえる人、欲しいのに遠慮してお菓子をもらえない人のどちらが、ちょっとだけ得をしていると思いますか。ワガママしすぎると嫌われかねないので駄目ですよ。きちんと相手に伺いをしつつ、もし拒否されたらスッと引つ込むくらいの柔軟性も持つて、爽やかに「一番欲しいものをもうろう、すこしワガママな生き方をお勧めします。二つ目は嫌なことはいらないこと。苦手だけどやらなきゃ

といった避けられないこともありますが、それが継続しない状況を作ることです。

例えば、嫌な関係にある親を介護することになったらどうしますか。介護ジャーナリストに聞いた言葉ですが、アドバイスするとしたら「介護に他人を入れること」です。デリケートな問題ですから違う考え方もあると思います。嫌なことを継続しないためにも、他人の手を借りることをお勧めします。

今日の話が少しでも参考になって、自分のために過剰しやすすい人生を歩んでいただけたらと思います。

講演を聞いた方からは「自分の人生を大切に生きる事、後悔しない生き方を勉強させてもらいました」といった感想が寄せられ、周囲の方との関わり方や、ストレスの少ない生き方の参考となったのではないのでしょうか。

令和元年度 「地震に備える!あなたを守る家にする防災講座」を開催しました!



令和元年10月18日(金)に船橋S.L.ネットワークさんを講師に招き、「地震に備える!あなたを守る家にする防災講座」を開催しました。

講座では、はじめにビデオ「その時家具が凶器になる」を上映し、講師から次の様なお話がありました。

まず、地震発生時には、家具が倒れて凶器とならないよう、背の低い家具に変えたりケガをする可能性の少ない向きに置くことで身を守ることができます。また、家具が転倒してドアが開かなくなることを防ぐための、家具類の固定や転倒防止対策の器具が有効です。食器棚についても、ガラス扉が破損することで、中の食器も外に飛び出て飛散する危険があります。と説明があり、固定器具とその適切な取り付け方、ガラス飛散防止フィルムの素材と貼り方についての紹介をされ、その後参加者全員が実際にフィルム貼りを体験しました。

次に、被災後も自宅で生活を続けるための在宅避難の備えについてお話されました。

家庭内備蓄として1週間分の食料と3日分の水や、給水車から水を運ぶための容器、煮炊きのためのカセットコンロを備えておくことと良いです。災害時にトイレを使用する時は風呂の水などを使って流すと詰まる原因になるので、汚物袋と凝固剤・消臭剤をトイレにセットすれば、使用後は可燃ごみとして処理することができま

最後に罹災証明の説明があり、義援金の配分や仮設住宅入居・家の修繕代の補助等に必要になるので、特に水害の場合などは、片づける前に被災状況の写真を撮っておくと良いとお話がありました。

参加者からは「飛散防止フィルムの実技、災害時のトイレの実験は大変良かった。」「家具類の転倒・落下防止は再確認できた。」といった感想が寄せられ、日頃の災害対策について学習する機会になったようです。



令和元年度
「地域で支える☆共育て講座」を開催しました!



令和元年9月20日(金)に船橋パパ会代表の高橋利明さんを講師に招き、「地域で支える☆共育て講座」を開催しました。

高橋さんは、パパの実情と子育てへの関わり方、地域における子育て支援について次のように話されました。

男性が子育てに関わりたいと思っても30代、40代男性の6人に1人が週60時間以上の長時間労働をしていて、帰りが遅いパパほど子供との接し方に自信が持てないというデータがあります。働き方の変化により、共働き世帯は専業主婦世帯の2倍になってきていますが、平成28年度の時点で、夫の「家事・育児」に携わる時間は1日66分であり、妻の1日6時間52分と比べると1/6にとどまっています。

るのが実情です。

とはいえ、子育てへの関わり方は時間的なものだけでなく例えば「いいい・ばあば」を頼る時に夫の親には夫からお願

いして欲しいといった育児ママのニーズに答えたり、保育園・幼稚園の連絡帳をパパが記入して夫婦両方と先生との信頼関係アップにつなげるなど、家庭でのバックアップとしてパパが子育てに関わっていただけることはあると思います。

また、船橋市には「ファミリーサポートセンター」という、子育ての手助けをして欲しい人と、お手伝いしたい人のネットワークを作り、地域で子育てを支え合う会員組織があります。支援してもらいたい側からは各家庭によって異なる「事情」をわかってもら

う事が大切だし、支援でき



る側の「ファミリーサポートセンター」の方からは、「頼っていい」ことを発信することが大事です。とお話しました。

参加者からは「パパたちも育児を楽しみながら子育てが地域ぐるみで助けあってできるとよいですね。」「共育て」とても良い言葉だと思います。それぞれを認め合って、一緒に育てる。とても必要なんだと、3人目の子育てでようやく実感しています。」という感想をいただきました。仕事と子育て両立のための地域の子育て支援を知るきっかけになったようです。



男女共同参画社会
標語コンクール

中学生
対象



(料理男子)

(理系女子)

1,997作品の応募がありました。
ご応募ありがとうございました。

募集テーマ 「男女共同参画社会」

最優秀賞 男らしく 女らしくより 「あなたらしく」

優秀賞 目指そうよ みんなの得意 生かす場所
手伝うよ その一言が 助け合い

優良賞 「らしさ」とは みんなが持つてる 良い個性
生みだそう 男女が笑顔の 参画社会
助け合い 個性いかせる 未来へと
それぞれの 個性・魅力を 生かす社会
認め合い 一人ひとりが 主人公
ステイホーム 家事の分担 してますか?

二宮中学校	3年	前田	明日風
習志野台中学校	3年	萬代	のどか
古和釜中学校	3年	宇梶	さくら
湊中学校	3年	東	明弥音
海神中学校	3年	田口	紗雪
宮本中学校	1年	石井	寛也
七林中学校	1年	岡野	葵さ
行田中学校	1年	山崎	りさ
海神中学校	2年	野原	章史

◆ 入賞作品は下記の期間に展示します

- 男女共同参画センター(船橋駅前フェイスビル5階) 11月25日(水)~12月8日(火) ※ (日) 除く
- 市役所本庁舎1階 12月11日(金)~12月17日(木) ※ (土)・(日) 除く

DVと児童虐待について知りましょう

配偶者や恋人からの暴力や、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント等、女性に対する暴力は女性の人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

DVって?

DV(ドメスティック・バイオレンス)の用語には明確な定義はありませんが、日本では、「配偶者等(元配偶者、事実婚の相手、恋人も含む)の親密な関係にある方から振るわれる暴力」という意味で用いられることが多いです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」では、被害者を女性に限定していません。

しかし、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、女性の人権を侵害する重大な問題です。



暴力の形態

◎身体的なもの

殴ったり蹴ったり、直接何らかの力を行使するもの。

◎精神的なもの

心無い言動等により、相手の心を傷つけるもの。

◎性的なもの

嫌がっているのに性的行為や中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。

◎経済的なもの

生活費を渡さない。勝手に借金をつくり返済を強制するもの。

被害者にも与える影響

ケガなどの身体的な影響を受けるだけでなく、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

56. どうして逃げられないの?

「逃げたら殺されるかも」

DVと児童虐待の関係

DVと児童虐待は同じ家庭で同時に発生している場合があります。

子ども自身が直接暴力を受けている場合はもちろん、子どもの目の前で夫婦間で暴力を振るう事(面前DV)は子どもの心理的虐待にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。継続してDV被害を受けていると感情が麻痺してしまい、加害者に言われるままに子どもを虐待してしまうこともあります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあります。

加害者はどんな人?

加害者に一定のタイプはありません。年齢、学歴、職種、年収には関係がないと言われています。

中には、人当たりが良く、社会的信用がある人もいれば、普段から誰に対しても言いがかりをつけて暴力を振るう人もいます。

加害者が暴力を振るう理由は様々あると考えられますが、その背景には社会における男尊女卑の考え方の残存があると言われています。

児童虐待とは?

保護者がその監護する児童(18歳未満)に行うもので、殴る、蹴るなどの身体的虐待や、性的虐待だけでなく、心理的虐待やネグレクトも含ま



パープルリボン
女性に対する暴力根絶、
オレンジリボン
児童虐待防止の
シンボルマークです。

内閣府ホームページより抜粋

児童虐待の例	DVの例
<p>●身体的虐待 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせるなど</p> <p>●性的虐待 子どもへの性的行為、ポルノグラフィの被写体にするなど</p> <p>●ネグレクト 食事を与えない、子どもに関心を持たず育児を放棄するなど</p> <p>●心理的虐待 言葉による脅しや無視、子どもの前で家族に暴力をふるう(DV)など</p>	<p>●身体的暴力 平手で打つ、げんこつで殴る、足で蹴る</p> <p>●精神的暴力 大声でどなる、子どもに危害を加えると言っておどす、実家や友人とつきあうのを制限するなど</p> <p>●性的暴力 性行為を強要する、避妊に協力しないなど</p> <p>●経済的暴力 生活費を渡さない、勝手に借金を作り返済を強制するなど</p>

内閣府男女共同参画局 女性に対する暴力をなくす運動の描きおろし漫画



© 西原理恵子

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html
女性暴力 検索

DVが子どもにも与える影響

DVは、子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまい、子どものこころやからだに様々な影響を与えるといわれています。子どもは、常に緊張を強いられて安全感や安心感が育たず、他者を信頼できなくなったり、自分がDVの原因だと思つて罪悪感やDVを認められない無力感を感じて自己評価が低くなったりします。

相談窓口のご紹介

・DVかと思ったら
自分がDVを受けていると思つたり、一人で悩まずに船橋市女性相談室(連絡先は8ページで紹介)に相談してください。
また、周りにDV被害にあつても相談をためらつていない人があるかもしれません。相談された、又は被害に気付いた方は、被害を受けている人が専門機関に相談できるよう支えてください。連絡し

た人や、その内容に関する秘密は守られます。
・児童虐待かもと思ったら
虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」と言えないかもしれません。虐待かもと思ったら、船橋市の家庭児童相談室「047-409-3469(月曜日から金曜日・午前9時から午後5時)」か、緊急の場合は児童相談所虐待対応ダイヤル「189(24時間対応)」もしくは警察にご連絡ください。連絡した人や、その内容に関する秘密は守られます。

性別で役割を決めつけていませんか？

ジェンダーって何？

「男性像」「女性像」の様な、社会の仕組みや文化によつて作られた性別のことをジェンダーといいます。

ジェンダー・ギャップ指数でみる日本

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」は、世界各国の男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数(2019年)」を発表しました。

日本の順位は、153か国中121位でした。2018年の149か国中110位よりも順位が下がり、過去最低となっています。



あなたの思い込み
チェックしてみよう

- リーダーや会長は男性がいい
- お茶くみは女性の仕事
- 妻の仕事は家庭に支障をきたさない程度がよい
- 子どもは、男は男らしく、女は女らしく育てほしい



☑がついた人へ
役割を性別で決めつけることはせず、一人ひとりの個性を大切にしましょう。

男女間の格差を解消
するために

日本では「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する

法律」の制定などの取り組みが行われています。
市でも、男女間の格差を解消するために、市の審議会等の女性委員の割合を高めることを目指しています。



審議会等に参加してみませんか

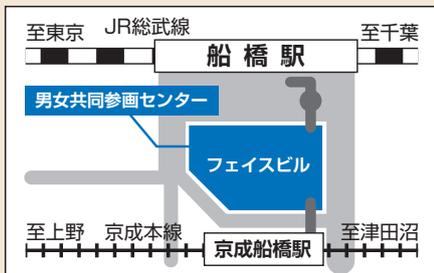
子育て・環境・防災・教育など、まちづくりの様々な課題に、男性だけでなく女性を含めた多様な人の意見を反映させることで、誰もが暮らしやすい社会を築いていくことができます。

市の審議会等の委員構成の男女比は、7対3とまだまだ男性が多くを占めています。女性の皆さん！関心のある審議会等に参加してあなたの意見を船橋市のまちづくりに生かしてみませんか。審議会等委員の募集は、市の広報やホームページでお知らせしています。

船橋市男女共同参画センターのご案内



船橋市本町1-3-1
フェイスビル5階
市民活動サポート
センターの隣にあります



男女共同参画センターとは

職場や家族、地域など、あらゆる場で男女が
平等な立場で関わり合い、自分らしく生きる
ことができる社会の実現を目指す施設です。

- 情報提供コーナー
男女共同参画に関する情報誌、啓発冊子、
チラシの配架
- 図書コーナー
市内在住・在勤・在学の方に一人3冊まで14
日以内貸出し可能
- 交流コーナー
男女共同参画に関する活動をする方が交流
できるスペース

〈電話〉 **047-423-0757**
〈FAX〉 047-423-3436
〈開館時間〉 9時～21時
〈閉館日〉 日曜日・祝休日・年末年始
(12/29～1/3)

船橋市市民活動 サポートセンター

男女共同参画センターと同じフェイスビル5階にあり、市民活動(男女共同参画の推進を含む)に関心のある方が、打ち合わせなどにご利用いただける施設です。市内で市民活動を行う団体は、利用登録をすると、チラシ配架や印刷機等の利用が可能です。

〈電話〉 **047-423-3483**
〈FAX〉 047-423-3436
〈開館時間〉 月曜日～土曜日
9時～21時
日曜日・祝休日
9時～17時
〈閉館日〉 年末年始(12/29～1/3)

各種相談窓口のご案内

(相談無料・通話料は自己負担)

詳しくはお問い合わせください。

船橋市 市民協働課

047-436-2107 (予約受付)
平日9時～17時

女性の生き方相談

女性のカウンセラーが相談に応じます。
(予約制) 毎週金曜日 10時～16時
毎月第3水曜日 16時00分～20時30分

女性のための法律相談

女性弁護士が相談に応じます。
(予約制) 毎月第1木曜日、第3月曜日、第4水曜日
※時間はお問い合わせください。

男性の生き方相談

男性のカウンセラーが相談に応じます。
047-423-0199 <<専用電話>>

(予約不要) 毎週月曜日
(祝休日の場合は火曜日、年末年始を除く)
18時45分～20時45分(電話相談のみ)
※最終受付は、20時15分まで。

船橋市 女性相談室

女性相談

DVを含む女性が抱えるさまざま
な悩みや相談を婦人相談員が
お受けします。

※面接相談は要予約

047-431-8745 <<専用電話>>

月曜日～金曜日、第2土曜日
9時～16時

(祝休日、年末年始を除く)

※土曜日は面接相談のみ



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

ひとりで悩まないで

体への暴力の他、暴言・束縛などもDVです。あなたの辛いことを相談
してみませんか? ~秘密は守られます~

千葉県女性サポートセンター

043-206-8002 <<専用電話>>

女性からの相談を365日24時間受付
※面接相談有 平日9時～17時(要予約)

千葉県男女共同参画センター

☆女性のための総合相談

火曜日～日曜日 9時30分～16時
(月曜が祝日の場合の翌日火曜日、祝日、年末年始、臨時休館日は休み)

04-7140-8605 <<専用電話>>

☆男性のための総合相談

火・水曜日 16時～20時
(月曜が祝日の場合の翌日火曜日、祝日、年末年始、臨時休館日は休み)

043-308-3421 <<専用電話>>

公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

事件・事故にあわれた被害者・家族の方の電話相談・カウンセリング及び
関係機関等への付添い

043-225-5450

性犯罪・性暴力被害に関する電話相談等は

043-222-9977 もしくは全国共通短縮ダイヤル

月曜日～金曜日 10時～16時

(祝休日・年末年始を除く)

はやくワン(ストップ)

#8891

で全国どこからでも最寄りのセンターに
繋がります。

NPO法人 千葉性暴力被害支援センターちさと

性暴力の被害を受けた女性やご家族のための相談(面接・電話・医療ほか)

043-251-8500

月曜日～金曜日 9時～21時

土曜日 9時～17時(祝休日を除く)

※被害直後の緊急支援は365日24時間対応